

自己評価・外部評価の実施について

1. 背景

- 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）では、国立研究開発法人は、各事業年度の終了後3ヶ月以内（6月末）までに、業務実績及び自己評価結果の報告書を主務大臣に提出・公表することとされている。
- 独立行政法人の評価に関する指針では、国立研究開発法人は、自己評価書の作成に当たっては、外部評価結果等を適切に活用し、自己評価に反映するよう、務めることとされている。

2. 平成27年度 自己評価・外部評価の進め方

- 自己評価（自己評価委員会）
日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）では、4～5月に自己評価委員会を開催し、「資料3 日本医療研究開発機構平成27年度自己評価報告書（案）」（以下「報告書（案）」という。）をとりまとめた。（参考1 評定一覧）
- 外部評価（研究・経営評議会）
研究・経営評議会では、報告書（案）に基づき、次の評価をお願いしたい。
 - 平成27年度の機構の業務実績全体についての総合的な評価
 - 必要に応じ、報告書（案）の内容（評定や評定の根拠など）についての評価
- 研究・経営評議会でもいただいたご意見等は、外部評価報告書としてとりまとめを行うとともに、報告書（案）に対する修正のご意見は最終的な自己評価報告書に反映させる。

3. 今後の実施スケジュール （機構における作業）

- 6月1日： 研究・経営評議会開催（第1回）
- 6月8日： 研究・経営評議会開催（第2回）
- 6月末： 主務大臣に自己評価・外部評価報告書を提出

（所管府省における作業）

- 7月上旬： 所管省庁において評価書原案を作成
- 7月中旬～8月上旬： 日本医療研究開発機構審議会*開催（1～2回程度）
- 8月： 主務大臣による評価書取りまとめ、機構への通知及び公表、健康・医療戦略推進本部への報告、総務省への送付

※ 通則法では、主務大臣は、国立研究開発法人の業務実績に関する評価に際し、あらかじめ「研究開発に関する審議会」の意見を聞くこととされており、機構については、「研究開発に関する審議会」として、内閣府に、日本医療研究開発機構審議会が設置されている。

項目別評定一覧

		自己評価委員会 評定			自己評価委員会 評定
II 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			IV 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
(1) 機構に求められる機能を発揮するための体制の構築等					B
① 医療に関する研究開発のマネジメントの実現		A	V 短期借入金の限度額		
② 研究不正防止の取組の推進		B			—
③ 臨床研究及び治験データマネジメントの実行		B	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
④ 実用化へ向けた支援		B			B
⑤ 研究開発の基盤整備に対する支援		A	VII 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画（記載事項無し）		
⑥ 国際戦略の推進		A			—
(2) 基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施			VIII 剰余金の使途		
① 医薬品創出		A			—
② 医療機器開発		B	IX その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
③ 革新的な医療技術スル出拠点		A	(1) 内部統制に係る体制の整備		B
④ 再生医療		A	(2) コンプライアンスの推進		B
⑤ オーダーメイド・ゲノム医療		S	(3) 情報公開の推進等		B
⑥ 疾病に対応した研究<がん>		A	(4) 情報セキュリティ対策の推進		B
⑦ 疾病に対応した研究<精神・神経疾患>		B	(5) 職員の意欲向上と能力開発等		B
⑧ 疾病に対応した研究<研究新興・再興感染症>		A	(6) 施設及び設備に関する計画（記載事項無し）		—
⑨ 疾病に対応した研究<難病>		S	(7) 職員の人事に関する計画		B
⑩ その他の健康・医療戦略の推進に必要となる研究開発等		A	(8) 中長期目標の期間を超える債務負担		—
III. 業務運営の効率化に関する事項			(9) 機構法第十七条第一項に規定する積立金の処分に 関する事項		—
(1) 業務改善の取り組みに関する事項					
① 組織・人員体制の整備		B			
② PDCAサイクルの徹底		B			
③ 適切な調達の実施		B			
④ 外部能力の活用		B			
⑤ 業務の効率化		B			
(2) 業務の電子化に関する事項					
		C			

(参考：評価の基準)

- S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

外部評価結果の総括

【序文】

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、平成25年4月1日より開始した第三期中期目標期間において、①世界レベルの多様な知の創造、②強固な国際協働ネットワークの構築、③次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上、④エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進、の4本の柱を基盤に、各事業を推進している。

かねてより、振興会において、多岐にわたる業務が比較的少数の職員により極めて効率よく執行されていることは承知していたが、今回の自己点検評価報告書により事業ごとの従事人員数のデータを確認し、改めてこのことを再認識した。理事長をはじめ役職員各位に深く敬意を表する次第である。

科学技術イノベーション立国を目指す我が国にとって、新しい「知の創造」は、国策として最も重要視されるべき課題の一つである。振興会は、真理の探究を通じた「知の創造」を本質とする学術研究の推進を担う唯一の資金配分機関である。したがって、振興会の事業の成果は、世界における様々な場面における我が国のステータスを決めるといっても過言ではない。

本報告書は、平成26年度における振興会の事業の評価結果をまとめたものであるが、振興会の業務の範囲を超える課題や、早期に改善することが困難な課題、政府レベルで検討・実施すべき課題に対する意見も含まれている。

それらも合わせ、本報告書が振興会における更なる業務改善に活用されるとともに、振興会の事業がより効率的かつ効果的に研究者や大学・研究機関に活用され、我が国の学術研究が弛まず進展していくことを期待し、次のとおり総括する。

1. 法人の制度運営

研究者の自由な発想に基づき、自主的に展開される知的創造活動を尊重しつつ、評議員会、学術顧問、学術システム研究センターを活用し、事業の特性に配慮した制度運営が図られていると評価できる。また、男女共同参画社会の促進に向けて、各種事業の審査委員の選考にあたっては、専門分野の特性を考慮した上で、女性研究者比率の適正化に配慮した選考が行われていることも評価できる。今後も継続して効果的な取組を進めていただきたい。

学術システム研究センターは、我が国の学術研究の各分野における先端的研究者を擁する頭脳集団として、学術の動向を的確に踏まえつつ、振興会の事業全般に関わる業務の改善と新しい展開のための提案・助言を積極的に行っていることが高く評価できる。加えて、グローバル学術情報センターと連携して、エビデンスに基づいて振興会の諸事業の改善を図る体制を整備している点も評価できる。また、研究員の構成について、年齢や所属機関

の形態、地域的なバランスに配慮するとともに、男女バランスの改善のため女性研究員の拡充が図られている。このことは、評価・審議の透明性及び公平性を担保する上で望ましいものとする。今後も女性の研究員就任に対する視点を継続して持つことを期待したい。

各事業の実績に関する評価についても、適切な自己点検・評価が行われ、それに基づいた外部評価が毎年行われてきた。その外部評価による指摘事項についても、毎年適切な対応策が検討されており、こうした評価が、振興会の事業内容の改善に生かされてきている。様々な学術振興のプログラムが展開している中、今後その効果を分析することは、より良いプログラムの設計と立案には欠かせない作業であり大変重要と考える。

2. 世界レベルの多様な知の創造

学術研究の推進のための活動は、振興会にとって極めて重要な活動であり、各プログラムは極めて適切に行われている。中でも、真理の探究、新しい知の創造などボトムアップ研究を支援する科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、まさに日本の学術研究の基盤であり、その制度設計と運営管理は研究者から絶大な信頼を受けている。その中核となる制度の一つは、適切な審査制度や評価制度にあり、その質をますます向上させていくことが重要である。この点については、学術システム研究センターを中心に日常的な議論が行われており、世界の学術研究の動向調査の結果を日本の学術研究の支援に反映させることで、毎年、より良い制度へと改善されてきていることが高く評価できる。昨今、政府の各種報告書等で大きく取り上げられている科研費改革についても、学術システム研究センターを中心に、国内外の学術研究の動向を踏まえた議論が行われており、特設分野研究の設定や複合領域の新たな展開などの努力がされていることは、評価に値するものであり、今後もより一層の努力を期待したい。一方で、今後の学術研究の発展のためには、学際領域の研究推進が大きな鍵を握っていると考えられる。したがって、学際的な研究を展開するインセンティブを付与するようなプログラムの設定や、適切な審査制度を確立することが重要である。

また、研究者にとってより使いやすい科研費を目指して実施された科研費の基金化については、研究者からの評価は高い。こうした研究者からの評価や要望を基礎に、科研費全体が基金化されるべきである。

基礎から応用、あるいは実用までの一貫した支援体制の構築に向けた、他機関の各種事業との連携という問題については、科学技術振興という政策課題からの要望もあると思われるが、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「科学技術振興機構」という。）などとの情報や意見の交換に一層努め、それぞれの機関の役割分担を明確にしていくことが必要であると思われる。現状では、一部の情報共有に留まっているように見受けられ、今後、どのような議論が必要かということも含め、検討が必要であろう。そのためには、振興会が、高度な企画立案機能を備えた学術振興機関へ更なる脱皮を果たすことを期待したい。

近年、人文学・社会科学系を中心に、これまでのボトムアップ方式に加え、ゆるやかなトップダウン的な事業が行われるようになってきていると思われる。これは、むしろ歓迎すべ

きことと考える。なぜなら、自然科学系では科学技術振興機構によりそのような事業が積極的に展開されているのに対して、人文学・社会科学系にはもともとそのような推進策が乏しく、そのために、人文学・社会科学系の国際競争力が弱いのではないかと思われるからである。むしろ、このような推進策は政府レベルで決定されるべきものではあるが、振興会としてもそれらを積極的に位置づける姿勢をさらに期待したい。

我が国の TOP10%補正論文*に占める科研費が関与する論文の数は増加傾向にある一方、事業や機関の枠を超えて、我が国の学術研究総体としての進展という一段高い視座に立てば、TOP10%補正論文に占める科研費が関与しない論文の数が減少傾向にあるというデータは大いに懸念される。なぜならば、その要因の1つとして、大学や研究機関の基盤的経費の減少という問題があるという推測がなされるからである。その推測を踏まえれば振興会の事業によって直接対応できるわけではないが、そのような現象が起こっている要因と対策について、振興会としても何らかの検討が必要であろう。

※ TOP10%補正論文:被引用回数が各年各分野で上位10%に入る論文を抽出後、実数で論文数の1/10となるように補正を加えた論文数

3. 強固な国際協働ネットワークの構築

振興会の国際交流事業では、まさに強固な国際共同ネットワークの構築に向けて、重層的にプログラムが展開されており、多くの成果が認められている。ノーベル財団と共催で、スウェーデン国外では初めて我が国で開催した「ノーベル・プライズ・ダイアログ・東京2015」の成功は、特筆すべき成果である。なぜなら、この事業は、振興会と諸外国の関係機関との連携をより強めたと同時に、学術分野における我が国の国際的なプレゼンスを大いに高めたからである。

諸外国との多様な国際共同研究についても多くの成果が認められる。その要因の1つは、振興会と諸外国の対応機関との間で締結された学術交流協定の下で行われるプログラムでは、相手国からも公的支援を受けられるなど種々の便宜が図られているからであると考えられる。特に、開発途上国との共同研究においては、学術交流協定が大きな意義を持っている。近年、アジアやアフリカ諸国との学術振興機関長会議で振興会は、リーダーシップを発揮して、これらの地域の特有な課題に関するセミナーなどを企画し学術研究の進展を図っている。同機関長会議で取り上げられた課題の解決に向けて近い将来、新たな国際共同研究プログラムが立案されることを期待したい。現在の学術研究においては、素粒子物理学や天文学などにおける大規模施設を用いた国際的な大型研究プロジェクトをはじめ、他の研究分野においても国際連携で構築したデータベースを基盤として研究を推進する方法が広がっているなど、国際共同研究は必須の研究実態である。この点において、我が国の国益に留意しながら、振興会が諸外国の学術振興機関と連携して、更なる学術交流の進展に努力することを期待する。

他方、諸外国からの優秀な研究者の招へいも我が国の学術研究を推進するうえで重要な戦略の一つである。特に外国人研究者招へい事業の外国人特別研究員（定着促進）は、日

本の大学や研究機関のグローバル化と世界に認められる研究拠点への脱皮のドライビングフォース（推進力）と期待できる。本事業の強化・拡大を期待したい。

海外研究連絡センターは、国際研究支援ネットワークを強化するために、日本の最新の学術情報の発信など種々の業務を行っている。今後、我が国の大学・研究機関のグローバル化の促進に資するために、日本の学術研究成果に魅せられて日本の大学や研究機関での研究を希望する有能な外国人研究者を発掘や、諸外国の大学・研究機関で活躍している日本人研究者等のネットワークを形成する努力も期待したい。

振興会の国際交流事業は、国際的なレベルの若手研究者を養成する点においても、極めて有意義である。ただ、どうしても非常に限られた件数しか採択されないため、効果が限定的で、採択された分野全体で持続的な発展につながるかどうか若干心許ない。学術の国際競争力をいかに高めていくかは難しい課題だが、戦略的な考察が重要であるように思われる。

4. 次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上

振興会の人材育成プログラムのもとで育った研究者は多く、様々なプログラムでの大学院教育における人材養成や特別研究員事業などの若手人材養成などで、大きな成果を上げている。特別研究員事業は、PD 採用終了 5 年経過後及び DC 採用終了 10 年経過後で 9 割の者が常勤の研究職に就くなど、期待以上の成果が上がっていると評価できる一方、PD などの採用者数が減少していることは懸念される。また、人材育成に関する環境をめぐっては、現在、博士課程進学者の大幅な減少、大型競争的研究費によるポストドクターなどの任期付研究職のポストが増える一方でテニユアのポストは減少傾向にある、という問題が更に顕在化している。

そのような環境の中で、振興会の人材育成事業は、新たな抜本的方向性を検討する時期に差し掛かっているのではないかと考える。文部科学省や科学技術・学術政策研究所が実施している全国レベルの大学院修了者の進路調査の結果を参考にして、特別研究員事業の目的・意義の再検討を行い、PD、RPD の採用人数の拡大を図ることを検討すべきである。他方、現状における博士課程への日本人学生の進学者の減少は、次代の我が国を担う人材の育成にとって危機的な状況であり、課題を抽出したうえ、DC についても早急な取り組みが望まれる。

現在実施している海外特別研究員等の海外派遣事業は、人材育成の観点もさることながら、学術の国際交流拠点構築のためにも極めて重要であるので、国公私大との連携なども含めて長期にわたる事業展開が望まれる。

振興会は、組織支援による若手研究者等の育成事業も幅広く行っている。各プログラムはそれぞれに明確な目的が付与されているが、共通する部分も多く、すべてで支援期間が限定されている。今後、振興会が有する優れた評価手法を活用して、これらのプログラムの長所と短所を洗い出し、若手研究者の育成の鍵となる事項を明らかにし、真に効果的かつ継続性のある組織支援型人材育成プログラムの制度設計がなされることを期待したい。また、制度設計自体を文部科学省が行っており、振興会の意見や考え方を反映される範囲

は限定されている。例えば、5年間で終了するプログラムなど細切れの支援になっているという問題があるが、支援期間が10年以上のWPI事業の審査・評価業務の経験などを踏まえて、あるべきプログラムの形を検討し、提言を行うということが考えられる。そのほか、制度の対象となる現場の教員などの意見を、学術システム研究センターなどを通じてまとめ、振興会の意見や考え方が反映される仕組みがあれば、大学などの現場の意見をより良く反映することが可能となるのではないか。そのためには、振興会の企画力を一層高める必要がある。

5. エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進

成果普及・広報については、個々の優れた研究成果の広報にかなり熱心に取り組んでいるという努力は認められるが、振興会の事業の成果に対する広報に関してはあまり重視されていないように見受けられる。そこには、「優れた研究成果を示せば、それは同時に、振興会の成果として理解してもらえる」という「思い込み」があるのかもしれない。しかし、振興会の事業の評価という観点から、事業の成果を振興会自身が示していく努力が必要になろう。例えば、科研費に関しては、TOP10%補正論文に占める科研費が関与する論文数が増加している点など、もっと発信しても良いのではないかと考える。また、様々なプログラムの成果についても、個別課題の成果や効果だけでなく、それぞれのプログラムの全体像をとりまとめて公表することは重要ではないかと考える。

もとより、「どのような指標をもって事業の成果を示すか」は必ずしも明確ではない。「TOP10%補正論文に占める科研費が関与する論文数」などは一つの指標ではあるが、「事業の成果」の示し方について更なる検討を期待したい。

【まとめ】

振興会が掲げている①世界レベルの多様な知の創造、②強固な国際協働ネットワークの構築、③次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上、④エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進、の4本の柱の下で、精力的に展開しているいずれの事業においても、計画した実施事項を着実に履行していることは、まずもって高く評価したい。それは、大学や研究機関の研究者が無用な労力を割くことなく研究活動に専念できる環境を維持するとともに、長きに亘り連綿と続いている我が国の学術を弛まず推進することが、我が国の学術の振興を担う唯一の資金配分機関(ファンディングエージェンシー)である振興会にとって何よりも重要だと思われるからである。

そのうえで、今後さらに事業の有益性の「見える化」を進めるためには、その実施結果(アウトプット)からどのような学術研究上の価値(アウトカム)を得られ、さらに社会への波及効果(インパクト)が得られたかを示していくことも重要ではないかと考える。例えば、東日本大震災学術調査であれば、班ごとに決められた調査事項を完了し、成果を出すことはアウトプットであり、防災や復興の諸施策にいかに応用されたかがアウトカムである。また、国際交流事業であれば、実施した諸施策により国内の研究領域と人材のポートフォリオがどのように変化し、それにより国内の研究でどのようなアウトカムが期待

できるようになったか、等ということを説明できるようにすることである。アウトカムの内容は、個々の専門分野によって多様であることから、学術システム研究センター研究員の知見を有効に活用した評価の仕組み作りが必要であろう。

また、振興会の多くの事業は、インパクトが現れるには長い時間がかかるものが多い。特に科研費などは、その効果は極めて多岐にわたる。したがって、そのような効果は短期的に見えるようになるものではないし、数量的に示すことも極めて困難であるが、フォローアップを継続していくことにより、振興会の成果がより見えるようになると思う。振興会全体を通して、研究マネジメントのPDCAサイクルのうち、PDCまでは大変よく機能している。アウトカムによる評価も加えることで、最後のアクト（A）の部分の「見える化」への挑戦に期待したい。

大学の国際化や若手研究者の国際派遣などに関して、多くの事業により支援をしていることは高く評価できる。しかし、すべてを振興会の予算でカバーすることは不可能である。国際化を阻んでいる要因は何かをよく解析して、本当に有効なポイントに対する施策を講じ、規範事例を作ることが先決であり、場合に応じたターゲットゾーンの設定と支援の戦略が必要である。

振興会が実施している多様な事業の中には、制度設計とマネジメント機能が振興会に一元化されてない事業もある。世界の学術研究の潮流に乗り遅れないためには、改革改善のスピードが不可欠であり、一元化は事業の効率化を促進するばかりでなく、改革改善のスピードを上げることにもつながる。一元化により、振興会が有する現場からの意見聴取機能と学術研究の動向調査機能が相乗的に発揮され、研究活動の現場により適合した優れた制度設計が期待でき、このことが学術研究の成果に及ぼす効果は計り知れない。

振興会の多様な業務を限られた人員で行っていることは高く評価できる。その中で、大学からの交流人事を有効に活用し、また、文部科学省との人事交流も盛んに行われ、広く外部の意見や経験が活動の中で生かされているが、交流人事の職員の数の割合について、現状が適切なのか、さらに適切な割合があり得るのかなどを含め、検討するとともに、コアとなるべき振興会プロパーの職員の育成について、どのような方策が可能かを検討し、強化していくことが必要であろう。

最後に、我が国の学術の振興を図る唯一の資金配分機関である振興会は、その優れたファンディングシステムを最大限に活かすとともに、独自に収集・蓄積したデータの分析結果を駆使して、学術振興の中心的機関として、より一層の発展を遂げることを期待する。

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）（抄）

第35条の6 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績
- 三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

2 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第一項ただし書の規定により定められた場合又は第十四条第二項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第二項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長（以下この項において「最初の国立研究開発法人の長」という。）の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 ～ 9 （略）

独立行政法人の評価に関する指針（平成26年策定/平成27年改訂 総務大臣決定）（抄）

Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項

1 ～ 3 （略）

4 自己評価結果の活用等

(1) ～ (4) （略）

(5) 主務大臣は、国立研究開発法人に対する評価において、質の高い自己評価を基盤として、それを適切に活用して評価することが望ましい。国立研究開発法人は、上記の主務大臣の評価に自己評価書が円滑に活用されるよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。

□ ～ □ （略）

④ 記載内容の客観性、信憑性に十分留意しつつ、外部評価結果等を適切に活用し、自己評価に反映する。

⑤、□ （略）